

## 平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第5回総会 議事録

日時 平成25年7月25日(木)午前10時00分～午前11時35分

場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

### 出席委員

小島委員(会長) 片谷委員(第一部会長) 田中正委員(第二部会長) 木村委員  
黒田委員 輿水委員 小堀委員 田中修三委員 谷川委員 寺島委員 中杉委員  
野部委員 羽染委員 平手委員 藤倉委員 町田委員 守田委員

### 議事内容

#### 1 答申

##### (1) 「川口土地区画整理事業」計画段階環境配慮書

配慮書における計画段階配慮事項の項目及び調査、予測及び評価の手法の選定並びに環境影響評価方法書以降の図書の作成に当たって、全般的事項並びに事業計画、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、水環境並びに地形及び地質等の個別項目に係る指摘事項について、十分配慮するよう意見を述べるべき旨の答申文を全会一致で知事へ答申。

#### 2 諮問

##### (1) 「(仮称)立川立飛商業施設計画」環境影響評価書案

会長の指名により第二部会へ付託。

#### 3 受理関係

別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

## 受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価書	・ 浜松町駅西口周辺開発計画	平成 25 年 7 月 12 日
2 環境影響評価書案	・ (仮称)立川立飛商業施設計画	平成 25 年 7 月 4 日
3 事後調査報告書	・ 成木開発株式会社 拡張事業(工事の施行中その1)	平成 25 年 7 月 9 日
	・ 是政橋及び関連道路建設事業(工事の施行中その13)	平成 25 年 6 月 20 日
	・ (仮称)晴海二丁目マンション計画建設事業(工事の施行中その2)	平成 25 年 6 月 27 日
	・ 豊洲新市場建設事業(工事の施行中その2)	平成 25 年 7 月 16 日
4 変 更 届	・ 豊洲・晴海地区の水際線埋立事業 ・ 西武鉄道新宿線(中井駅~野方駅間)連続立体交差事業	平成 25 年 6 月 28 日 平成 25 年 7 月 16 日
5 完 了 届	・ 都営桐ヶ丘団地建替・改善事業	平成 25 年 7 月 4 日
6 そ の 他 〔 条例第 90 条に基づく 報告等 〕	・ 都市高速道路外郭環状線(世田谷区宇奈根~練馬区大泉町間)事業 [法アセス]	平成 25 年 7 月 16 日

# 平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第5回総会

## 速 記 録

平成25年7月25日（木）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前10時00分開会)

木村環境都市づくり課長 委員の皆様、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

まず初めに、人事異動がございましたので、御報告申し上げます。

私、7月16日で転出しました小川の後任の環境都市づくり課長の木村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務局から御報告を申し上げます。

現在、委員21名のうち16名の御出席をいただいております。定足数を満たしてございます。なお、平手委員におかれましては、所用のため、30分ほど後に御出席いただくと御連絡を賜っております。

それでは、平成25年度第5回総会の開催をお願いいたします。

本日は、傍聴の申し出がございましたので、よろしく願いいたします。

なお、私でございますが、大変申しわけございません。公務が重なっております。この後、一時中座をさせていただきます。終了次第戻りますので、会議の進行につきまして、よろしく願いいたします。

小島審議会会長 それでは、会議に入ります前に、本日、傍聴を希望する方がおります。

「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から傍聴人数を30名程度とします。

傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

小島審議会会長 傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構ですので、よろしく願いします。

ただいまから、平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第5回総会を開催いたします。

本日は、会議次第にありますように、答申1件に係る審議を行った後、諮問1件と受理報告を受けることにいたします。

それでは初めに、法対象事業であります「川口土地区画整理事業」計画段階環境配慮書の答申に係る審議を行います。

この事案につきましては第二部会で審議していただきましたので、その結果について、田中第二部会長から報告をよろしく願いいたします。

田中(正)第二部会長 それでは、お手元の資料1をご覧くださいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読してください。

上田アセスメント担当課長 それでは、朗読いたします。

その前に1点訂正箇所がございます。

本日の資料の5ページでございます。そこに「水環境」という項目がございます。その水環境の項目の2行目「地下水涵養機能に支障を与え」の後です。「る等」という言葉を追加していただきたいと思います。「地下水涵養機能に支障を与える等、周辺河川等への影響」とつながるように修正をお願いいたします。事務局の不手際で「る等」という言葉を書き落としまして、大変申しわけございません。今後は十分気をつけて作業をするようにいたしますので、御容赦いただきたいと思います。失礼いたしました。

それでは、資料1、本日の資料の1ページをご覧くださいと思います。

それでは、朗読いたします。

平成25年7月25日

東京都環境影響評価審議会

会 長 小 島 圭 二 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 田中 正

「川口土地区画整理事業」計画段階環境配慮書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙は次の2ページでございます。

「川口土地区画整理事業」に係る計画段階環境配慮書について

#### 第1 審議経過

本審議会では、平成25年6月4日に諮問第408号により「川口土地区画整理事業」に係る計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、関係市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

審議経過は付表のとおりであるということで、6ページでございます。

#### 第2 審議結果

配慮書における計画段階配慮事項の項目及び調査、予測及び評価の手法の選定並びに環境影響評価方法書以降の図書の作成に当たっては、以下に掲げる事項に十分配慮するよう意見を述べるべきである。

#### 【全般的事項】

本事業は、地域経済の振興や首都圏物流の効率化を目的とし、首都圏中央連絡自動車道の整備効果を活かした立地に、流通・産業拠点の基盤を整備するものである。

本計画地の位置及び区域は、「東京都西南部の流通に関する整備方針」及び「八王子市都市計画マスタープラン」に流通業務施設の選定候補地として掲げる、八王子市川口町、上川町、美山町及び西寺方町の各一部に位置し、その区域面積は約170haであり、現在の主な用途としては山林である。

本計画地及びその周辺は、天合峰に続く主尾根を含めた広大な丘陵地であり、平成5年からの現地調査においては、本計画地の近傍でオオタカの繁殖やトウキョウサンショウウオの生息が確認されるなど、希少な動植物の生息・生育環境が保全された都内では貴重な自然緑地となっている。

また、本計画地周辺の南側谷部や東側平坦部には、住宅団地や老人福祉施設などが存在することから、本事業は、工事施行中はもとより、工事完了後においても、地域住民の生活環境等に影響を及ぼすおそれがある。

以上のことを踏まえ、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書の作成に当たっては、環境への影響を的確に予測・評価するため、適切な方法を選択するとともに、環境保全措置を具体的に検討し、環境への影響を回避・低減することが重要である。

#### 【個別事項】

3ページでございます。

#### （事業計画）

1 計画地は、「八王子市都市計画マスタープラン」や「東京都西南部の流通業務施設に関する整備方針」に基づき、平成17年に（財）八王子市住宅・都市整備公社が当該計画地を購入し、事業実施に向けて準備を進めてきたとの背景から、事業を実施しない案は複数案に含めないとしているが、事業の必要性や経済効果等の観点を含め、事業を実施しない案を設定しない理由について、方法書以降の図書に記載すること。

2 各計画原案の概要によれば、流通業務施設を整備するという同一の事業目的にも係わらず、A案（北東部案）とB案（南西部案）における流通業務ゾーン及び自然環境保全ゾーンの面積にそれぞれ相違があることから、これらの規模に関する考え方について、方法書以降の図書に記載すること。

#### （動物）

1 オオタカの生息環境の変化に係る予測において、計画地よりやや離れた場所でオオタカ

の繁殖が確認されており、計画地周辺は繁殖ペアの利用域となっているため、計画地内でのオオタカの営巣の可能性は現状では小さいものと考えられるとしている。しかし、専門家の意見では、計画地に隣接する谷を含むエリアは、今後も営巣の可能性は否定できないことから、繁殖状況や定着固体の有無等について慎重に調査を行うとともにその結果について、方法書以降の図書に記載すること。

2 重要な種の生息環境の変化において、湿性草地の減少に伴い、トウキョウサンショウウオを始めとする重要な種に対し、影響が想定されると評価していることから、これらに十分配慮した詳細な調査を実施するとともに、環境配慮の方向性について、方法書以降の図書に記載すること。

#### (植物)

可能な限り既存の樹林地や湿性草地及び乾性草地を保全するとしているが、木本群落と草本群落を合わせた植生の改変面積は45ha以上となり、重要な種に対し影響が想定されると評価していることから、これらに十分配慮した詳細な調査を実施するとともに、環境配慮の方向性について、方法書以降の図書に記載すること。

#### (生態系)

本事業では、A案、B案ともに、天合峰に続く主尾根を含めまとまったみどりを保全し、丘陵地としての連続性を担保するとしているが、本事業による丘陵地の改変により、希少動植物を含む在来生物の生息・生育環境が45ha以上減少することから、これらに十分配慮した詳細な調査及びその結果について、方法書以降の図書に記載すること。

#### (景観)

1 計画地内の樹林地等については、周辺の緑との連続性の確保、周辺からの眺望に配慮するとともに、その後の緑の維持管理等を含めて、緑地の保全方法を検討するとしているが、事業の実施によりA案では、計画地の北東部及び南東部のアクセスルート周辺が改変されるため、現存する「天合峰に至る散策路」に対する直接的な影響があり、加えて「かたらいの道秋川丘陵コース」などからの眺望の変化に影響を与えることから、これらの利用状況や存在価値等を把握する等、客観的な根拠を基に分析すること。また、これらを踏まえた調査、予測、評価手法及びその結果について、方法書以降の図書に記載すること。

2 評価の指標として「東京都みどりのフィンガープラン」を掲げているが、この中で計画地は骨格緑地A及びB等という高い重要度に位置づけられており、今後もより一層丘陵地の骨格をなすみどりの保全策の推進を図るとされていることから、これらに十分配慮した詳細な

調査を実施するとともに、環境配慮の方向性について、方法書以降の図書に記載すること。

（人と自然との触れ合いの活動の場）

1 事業の実施によりA案では、計画地の北東部及び南東部のアクセスルート周辺が改変されるため、現存する「天合峰に至る散策路」に対する直接的な影響や「かたらいの道秋川丘陵コース」などからの眺望の変化に影響を与える可能性があることから、これらの利用状況や存在価値等を把握する等、客観的な根拠を基に分析すること。また、これらを踏まえた調査、予測、評価手法及びその結果について、方法書以降の図書に記載すること。

2 環境配慮の方向性において、計画地内の樹林地等については、人と自然との触れ合い活動の場としても活用できるよう遊歩道の整備やその後の緑の維持管理を含めて、緑地の保全方針を検討するとしていることから、今後事業計画を進めていく過程において、地域住民や関係団体等と十分な協議を行いながら緑地の保全方針を検討すること。

3 八王子市産業振興マスタープランにおいて、圏央道をはじめ幹線道路の整備効果を活かした業務用地の確保による新たな産業とにぎわいを創出するとしているが、事業計画地周辺には人と自然との触れ合いの活動の場が存在し、事業関係車両の走行による影響が懸念されることから、これらに配慮した詳細な調査及びその結果について、方法書以降の図書に記載すること。

（水環境）

事業計画地内及びその周辺地域には、数多くの沢が存在することから、本事業に伴う丘陵地の改変により地下水涵養機能に支障を与える等、周辺河川等への影響が懸念されるため、水循環や水質等に配慮した調査及びその結果について、方法書以降の図書に記載すること。

（地形及び地質）

事業計画地の南側斜面には比較的急な斜面が多く、また近傍に民家や老人福祉施設等も存在することから、本事業に伴う丘陵地の改変により斜面の安定性及び安全性への影響が懸念されるため、急斜面等に配慮した工学的な調査及びその結果について、方法書以降の図書に記載すること。

（その他）

環境影響評価の項目の選定に当たっては、参考項目を勘案しつつ、事業特性、地域特性、地域住民等の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえ適切に行うこと。

また、選定した環境影響評価の項目のほか、具体的な事業計画の策定に伴い、新たに調査、予測及び評価が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、方法書以降の図書に反映



させること。

6ページは付表でございます。

以上でございます。

田中（正）第二部会長 ありがとうございます。

それでは、私から審議の経過について御報告いたします。

「川口土地区画整理事業」に係る計画段階環境配慮書は、平成25年6月4日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

事業の内容は、JR中央線高尾駅の北約6kmの位置に、流通系業務施設を整備するための用地を造成するもので、対象事業の種類は土地区画整理事業となっております。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

まず、【全般的事項】の内容です。

本事業は、圏央道の整備効果を活かした立地に流通・産業拠点を整備するために、土地の区画整理を行うものであります。

本計画地は、八王子市川口町などに位置し、その区域面積は約170haであり、現在の用途は山林となっております。

本計画地及び周辺は、丘陵地であり、オオタカの繁殖やトウキョウサンショウウオの生息が確認されるなど、都内では貴重な自然緑地となっております。

また、計画地周辺には、住宅団地や老人福祉施設などが存在することから、地域住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあります。

以上のことを踏まえ、環境影響評価方法書以降の図書の作成に当たっては、適切な方法を選択するとともに、環境保全措置を検討し、環境への影響を回避・低減することが重要であります。

次に、【個別事項】における意見です。

最初に、【事業計画】です。

事業を実施しない案を設定しない理由について、方法書以降の図書に記載を求めるものなど2件でございます。

次に、【動物】です。

計画地に隣接する谷を含むエリアで営巢の可能性があるオオタカについて、繁殖状況等の調査を行い、その結果を方法書以降の図書に記載を求めるものなど2件でございます。

次に、【植物】です。

広範な改変面積により、重要な種に対し影響が想定されることから、環境配慮の方向性について、方法書以降の図書に記載を求めるものでございます。

次に、【生態系】です。

本事業により、在来生物の生育環境が45ha以上減少することから、詳細な調査を行い、結果を方法書以降の図書に記載を求めるものでございます。

次に、【景観】です。

「天合峰に至る散策路」などが影響を受けることから、これらの利用状況等、客観的な根拠をもとに分析し、調査、予測及び結果について、方法書以降の図書に記載を求めるものなど2件でございます。

次に、【人と自然との触れ合いの活動の場】です。

計画地内の樹林地は、人と自然との触れ合いの活動の場としても活用できるよう保全方針を検討するとしていることから、地域住民等と協議を行いながら検討することを求めるものなど3件でございます。

次に、【水環境】です。

本事業により、多くの沢が影響を受けることから、地下水涵養機能や周辺河川等への影響について調査し、その結果を、方法書以降の図書に記載を求めるものでございます。

次に、【地形及び地質】です。

計画地の南側の急斜面は、本事業に伴い改変されるので、急斜面等に配慮した工学的な調査を行い、その結果について、方法書以降の図書に記載を求めるものでございます。

最後に、【その他】です。

項目の選定に当たり、事業の特性や地域住民等の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえ適切に行うことと、新たに、調査、予測及び評価が必要となる項目は、方法書以降の図書に反映させることを求めるものでございます。

また、本配慮書に対しましては、関係市長である八王子市長及びあきる野市長から意見が提出されております。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ、審議いたしました結果、ここに指摘する事項に配慮して環境影響評価方法書を作成するよう求めるものでございます。

以上で私からの報告を終わります。

小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告につきまして何か御意見等がございましたらどうぞ。

第二部会の方々には部会で十分審議していただいておりますが、第一部会の方のほうから何かお気づきの点ございますでしょうか。

どうぞ。

守田委員 水環境のところで、これで全くよろしいと思うのですが、「地下水涵養機能に支障を与え周辺河川等への影響が懸念される」という表現がありますけれども、周辺河川等への影響といったときに具体的にどういう影響かといったときに、当然、河川の水量とか水質とかがあると思うのですけれども、同時に前の関係でホテルとかサンショウウオとか、小さな川、沢に住んでいる動物がいますね。そういうものへの影響というのは当然、考えられると思うので、河川等への影響のところをもう少しその辺の生態系とかそういうことも含めたニュアンスのある表現にしたほうがいいかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。もっと具体的に水量、水質。そこまで書く必要はないのですけれども、生態系という、生物種とかそういうことも多少入れたらどうかと思うのですが。

小島審議会会長 生態系関係の方々、これに対して何か意見ございますか。

では、事務局のほうからどのように対応すればいいか。

上田アセスメント担当課長 守田先生のおっしゃることはごもっともでございます。ただ、これはまだ配慮書の段階ですので、これからこの意見に基づいて方法書ができ、その方法書に対する意見に基づいて今度は準備書ができるという流れですから、次の方法書の段階でもう少し生態系についても書くように指導いたします。事業者に知事意見を渡すときには、いろいろ説明もいたしますので、そのときにこういうことも含んでいるということを添えて申し上げるようにいたしたいと思います。

小島審議会会長 よろしゅうございますか。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

片谷第一部会長 個別の内容につきましては第二部会で御審議いただいた内容をここに記載してあるとおりで私はよろしいかと思えます。

一方で、この形で配慮書というものが出てくるのは今回が最初のケースであるわけで、しかも、かなり東京都内では自然がたくさん残っている、自然豊かな地域が対象地域になっているということですので、1件目だから殊さら厳しく見るというようなことは本来の姿ではないわけですけれども、やはり自然環境に対する配慮がどのぐらいなされている、これからなされるのかという観点で見ていく必要があると思っております。

その中で、この配慮書を見て感じたことは、まず、もう既に計画ありきになっている傾向が若干見られるということで、個別事項の最初の事業計画のところに入れていただいた2点というのはそういうことにかかわる指摘事項であろうと思いますので、配慮書、計画、方法書と進む段階で既にできている計画ありきというような姿勢が事業者側に見られるようであれば、それは厳しく指摘していく必要があるだろうと思っておりますので、答申案としては全く異論はございませんけれども、ぜひ事務局にその辺のことを十分考慮して、事業者とのやりとりを進めていただきたいと思いますと考えております。

田中（正）第二部会長 第二部会で審議いたしました内容等についてはただいま御説明したとおりですけれども、審議に当たりましては、選定されていない項目もかなりたくさんございました。そういう中で新たにここで自然環境に配慮したものに対して漏れがないようにということで、その辺を特に意識して審議した結果だということはお伝えしておきたいと思っております。

小島審議会会長 ありがとうございます。

今に対して事務局のほうから。

上田アセスメント担当課長 今、第二部会長からいただいた意見のとおりでございます、配慮書に項目としてあげられていないことも含めて先生方には御意見を承りながらここまで到達したということでございます。

第一部会長の言われた計画ありきというお話ですが、この図書を見れば事業を実施しない案について主務省令では書くべきとされているところが余り書かれていなかったり、またはやるということについても、例えば土地がある、東京都が西南部の業務流通機構のプランを立てた。地権者も合意している。圏央道もできた。そういうような流れでしか書かれていない部分がありますので、事業をやるにしても、もう少し書いていただく必要があると思っております。また、圏央道沿いですと日の出町とか、埼玉の入間とかに大きな物流施設があるわけで、今後、例えば人口減少などの理由で、そちらで吸収できてやはりここには作らなくてもいいのではないかというときが来るかもしれません。これは配慮書ですから、いつ着工するとか具体的なものは書けないわけですから、事業の縮小とか、またはやらないで済むのではないかということもこの先に起こるかもしれませんので、そういうことも踏まえて、計画ありきではないということ、今時点の考え方だけではなくて、今後の情勢も踏まえて、事業者には書くように申し伝えたいと思っております。

小島審議会会長 それでは、よろしく申し上げます。

ほかにございますか。

ほかには意見がないようございますので、ただいまの報告をもちまして、本審議会の答申としたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

それではまず、事務局で答申書のかがみを配付してください。

(「かがみ」を配付)

小島審議会会長 それでは、配りましたようですので、答申書を読み上げてください。

上田アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

25東環審第16号

平成25年7月25日

東京都知事

猪瀬直樹 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二

「川口土地区画整理事業」計画段階環境配慮書について(答申)

平成25年6月4日付25環都環第122号(諮問第408号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については先ほど読み上げたとおりでございますので、省かせていただきます。

小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま朗読していただいたとおり、知事に答申することにいたします。

次の案件に入らせてもらいます。

それでは、初めに、諮問案件について、事務局から提案をお願いいたします。

上田アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の7ページ、資料2をご覧いただきたいと思ひます。

それでは、朗読いたします。

25環都環第197号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第50条の規定に基づき、下記事項

について諮問する。

平成25年7月25日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

記

諮問第409号 「(仮称)立川立飛商業施設計画」環境影響評価書案

以上でございます。

小島審議会会長 ありがとうございます。

ただいまの案件については、第二部会に付託させていただきますので、第二部会の皆さん、よろしくお願ひします。

諮問案件の概要につきまして、事務局から説明をお願いします。

上田アセスメント担当課長 それでは、説明いたします。

お手元にブルーの環境影響評価書案「(仮称)立川立飛商業施設計画」というものがございます。

1ページをご覧いただきたいと思ひます。

これは今年の3月に調査計画書について御意見を承ったものでございますので、先生方、記憶に新しいところだと思ひます。

1ページ、事業者の名称でございますが、株式会社立飛ホールディングス。

2つ目として、対象事業の名称、先ほど申しました「(仮称)立川立飛商業施設計画」種類は自動車駐車場の設置でございます。

対象事業の概略でございますが、立川市の多摩都市モノレール立飛駅の南東側、都道43号に面した立飛グループ所有地内における約94,000㎡の敷地において、商業施設の建設及び約3,200台の自動車駐車場を設置するものでございます。

そこにある表が対象事業の概略でございます。

建物が商業棟、地上4階、地下1階、駐車場棟が地上5階、延床面積が174,000㎡、店舗等床面積が約6万㎡、工事期間が平成26年初頭から平成27年春という約15カ月を予定しているというものでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。8ページは計画地位置図でございます。

位置の概要ですけれども、そこにあるとおり、計画地は立川駅の北側約1.7kmに位置する、約9万4,000㎡の土地でございます。計画地北西側に都道43号線立川東大和線、計画地の東側に芋窪街道、計画地南側に高松バイパスが通っているところでございます。

計画地の概要は、9ページに図と10ページに写真がございますけれども、そこにあるとおり、現在はゴルフ練習場、テニスコート及び自動車駐車場として利用されているところでございます。

12ページをご覧ください。12ページは計画建築物の配置図になってございます。

オレンジのところ中央に商業棟が配置されまして、右側、黄色いところが駐車場棟で、駐車場棟が南東側に、西側にはメーンの出入口と平面駐車場という配置構成になってございます。

お隣、13ページは計画建築物の断面図になっております。

14ページをご覧ください。14ページは完成予想のイメージ図ということで、計画地の南西側のほうから、上空から見たようなイメージ図が載ってございます。

15ページをご覧ください。駐車場計画でございます。

商業施設への来店車両に対応するため、約3,200台の駐車場の設置を計画しているというものでございまして、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」、これは経済産業省の指針でございますが、これに基づいて算定される必要な駐車場台数を満たす計画にするということでございます。

16ページから21ページまでは、フロアの駐車場の計画図がございますので、御確認いただきたいと思っております。

続きまして、22ページをご覧ください。これは緑化計画でございます。

「東京における自然の保護と回復に関する条例」及び「立川市宅地開発等まちづくり指導要綱」に基づく緑化基準を上回る計画となっており、緑化面積はトータルで19,900㎡を確保するとしてございます。

お隣、23ページには、その緑化計画の図がございます。

続きまして、24ページをご覧ください。24ページは工事の工程表が載ってございます。

先ほど申しましたとおり、26年初頭から約15カ月の工事の期間を予定しているというものでございます。

26ページをご覧ください。26ページは工事用車両及び建設機械について、工事用車両の走行ルートはお隣、27ページに図があるわけでございますが、走行の時間帯は7時から19時を基本とする計画でございます。

建設機械の稼働台数が最大になるのは、工事開始後4カ月目から5カ月目あたりということ

でございます。工事に当たっては、最新の排ガス規制適合車、排出ガス対策型建設機械、低騒音型の建設機械及び低振動工法の積極的な採用をすとうたっております。

続きまして、28ページをご覧ください。28ページは供用の計画の内容でございます。

交通計画については、お隣、29ページに図がございます。来店車両の台数は休日に約1万3,000台、平日が約6,500台という台数を想定しているということでございます。

30ページをご覧ください。30ページはエネルギー計画でございます。

そこにある表のとおりでございますが、再生可能エネルギーの利用として、太陽光発電を30kW導入する計画であるということが述べられております。

お隣、31ページをご覧ください。環境保全に関する計画等への配慮の内容が書かれております。ここから40ページまでに記載がございます。本事業は、これらの環境保全に関する計画等の趣旨に添って、計画するとしてございます。

44ページをご覧ください。44ページは、環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表でございます。そこにあるとおりの選定がされております。

45ページをご覧ください。その選定した項目とその理由についてでございます。選定した項目は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、日影、景観、廃棄物及び温室効果ガスの7項目となっております。理由が45ページから47ページに書かれております。

続きまして、48ページをご覧ください。選定しなかった項目とその理由でございます。選定しなかった項目は、悪臭や水質汚濁など10項目でございまして、理由が以下に示してございます。

以上が事業の概要でございます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、次の受理関係に移らせてもらいますが、事務局から報告をよろしく申し上げます。

上田アセスメント担当課長 それでは、報告いたします。

お手元の資料の8ページ、資料3をご覧くださいと思います。

受理報告でございます。

環境影響評価書が1件、環境影響評価書案が1件、事後調査報告書が4件、変更届2件、完了届1件、その他1件を受理しております。

受理の内容報告につきましては、担当から説明するようにいたします。

まず、私のほうから引き続き説明させていただきます。



本日の資料の9ページ、「浜松町駅西口周辺開発計画」環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連についてでございます。

まず、大気汚染ですが、寄与率が最大で63.3%にもなるという建設機械の稼働に伴う二酸化窒素による影響でございます。これについて予測に反映しなかった環境保全のための措置を徹底せよということをも求めたものでございますが、アイドリングストップの励行など、定例会議、現場内朝礼、作業の打ち合わせ等を通じて徹底してまいりますということが述べられております。

続きまして、2つ目として「道路環境影響評価の技術手法」による予測手法を用いた理由について、その特徴を示すなど、明らかにすることというものでございます。予測手法の適用範囲、及び予測式が排出ガスの拡散に係るパラメーターを実際の建設機械による拡散実験により設定したということを追記いたしました。

続きまして、騒音・振動でございます。

至近に仮移転中の保育園があるわけですが、その保育園に十分配慮して工事を行うことというものでございますが、保育園に近いA-3工区の解体工事等について保全措置を徹底すること。保育園の運営状況を把握しつつ、それらに配慮した工事の進め方を検討していくというものでございます。

続きまして、騒音・振動の2つ目ですが、歩行者動線の付け替え等によって利用者等への影響が考えられるということで、騒音の状況に応じたきめ細かな環境保全の実施に努めることというものでございます。対応策といたしましては、工事の各段階で騒音の発生源となる工事の状況、建物の状況、付け替えられた歩行者動線の状況を踏まえた効果的な保全措置を検討していくということが述べられております。

続きまして、風環境でございます。

計画地内外に歩行者動線が整備されるなどから、より一層の防風対策を実施することというものの、その効果を確認して、その結果において、必要な措置を事後、講じることというものでございますが、防風植栽以外にも中高木を用いた緑化を行うということ。樹木の状況や維持管理の実施状況についても事後調査報告書の中で明らかにしていくというものでございます。なお、事後の調査によって防風対策の効果をj確認して、必要に応じてさらに追加対策を行うということが述べられております。

景観についてでございます。

周辺の街並みや歴史的な庭園と共存するための地域景観への配慮について分かりやすく記

述することというものでございますが、評価の結果に、ガラスを外装材の主体として用いる等、壁面の存在感を和らげ、色彩については色彩基準に適合したものとするものという記述が追加されました。また、庇等を設置するとともに、高層部と低層部を空間的に切り替えることで、高層棟の圧迫感を低減するということが書かれております。

続きまして、本日の資料の11ページ、事後調査報告書でございます。

「成木開発株式会社 拡張事業」でございます。

答申をいただいたのが、平成23年12月21日、受理日が25年7月9日でございます。

事業の種類が土石の採取ということで、青梅市成木五丁目が現場でございます。事業面積が約60万㎡、採取期間が24年から37年までの13年間でございます。

今回、工事の施行中その1ということで、24年途中から25年途中までの着手後1年間というものでございます。

生物・生態系（陸上植物、動物植物）というものが今回の事後調査の調査事項になってございます。

1つ目として、生物・生態系（陸上植物）でございますが、採掘区域において生育を確認した注目される種であるトウゲシバなど、約12科14種について、事前に生育状況を確認し、残留緑地への移植を行った。移植1カ月後に移植個体の生育状況の確認を行った結果、クモノスシダ1個体の消失が確認されましたが、その他の移植対象種の生育状況及び生育環境はおおむね良好であったという報告でございます。

2つ目、生物・生態系（陸上動物）でございます。

営巣木探索調査を実施した結果、採掘区域及びその周辺において猛禽類のものと考えらえる巣、鳴き声、個体は確認されなかった。また、採掘区域及びその周辺には、営巣木に適さない細い木が密に分布しており、オオタカが飛翔するための林内空間が狭く、オオタカ等の営巣環境には適していないものと思われるという報告でございます。

本件に関する苦情はございませんでした。

佐藤アセスメント担当課長 引き続き、本日の資料の12ページをご覧ください。

「是政橋及び関連道路建設事業」の事後調査報告書になります。

こちらですが、答申は平成3年6月4日、受理日は24年6月20日になってございます。

事業の種類ですが、道路（道路の改築）になってございます。

本工事の位置ですが、事後調査報告書の3ページに地図がありますので、そちらをご覧ください。起点が稲城市大丸八号地内、終点が府中市是政となっております。

今回の工事ですが、平成5年から平成26年までの予定で、供用開始が26年度の予定となっております。

今回、工事の施行中その13ということで、平成24年度中の調査結果になってございます。

調査項目ですが、騒音・振動となっております。

済みません、報告書の訂正を最初にさせていただきたいのですが、報告書の5ページをご覧ください。

(1)騒音の部分ですが、2つ目の「・C工区・土工」の部分ですが、3行目「事後調査結果では4mと近かったことが考えられる」と、この「4m」を申しわけございません、「2m」に訂正をお願いいたします。

同じく19ページ、こちら真ん中ぐらいになるのですが、「・C工区・土工（掘削・埋め戻し）」のところですが、こちらの3行目「事後調査結果では4mと近かったことが考えられる」。申しわけありません、これも「2m」に修正をお願いいたします。

今回の調査結果、まず、騒音についてですけれども、3ページの部分のC工区、上のほうになりますけれども、こちらの土木工事（掘削・埋め戻し）が事後調査結果では80dBとなっておりまして、予測値77dBを上回ってございました。

上回った理由ですけれども、報告書の21ページをご覧ください。21ページに今回使いました機器の表があるのですが、C工区の土工の部分ですが、当初予定ではブルドーザとトラックで工事を行う予定だったのですが、ブルドーザのかわりにロードカッターを使った。そのために騒音が多くなったということが予想されてございます。いずれも事後調査結果につきましては東京都の環境確保条例の勧告基準（80dB）と同程度または下回ってございました。

振動についてですが、事後調査結果では47～64dBということで、予測値（58～64dB）、また環境確保条例の勧告基準を下回ってございました。

この件に関しまして苦情等はございません。

続きまして、13ページ、晴海二丁目マンション計画建設事業の事後報告書になります。

これは答申日が平成21年1月30日、報告書の受理日が25年6月27日となっております。

事業の種類ですが、住宅団地の新設となっております。

事業地ですが、中央区晴海二丁目、敷地面積が約3万㎡、建物の最高の高さが175mとなっております。住宅戸数が1,800戸、こちらの使用開始が平成28年度となっております。

今回は、工事の施行中その2となっております。

調査項目ですが、今回のものにつきましては、環境保全のための措置の実施状況、大気汚染、騒音・振動になってございます。

環境保全のための措置の実施状況ですが、まず、大気汚染についてですが、事後調査報告書の8ページに実施状況の表がございまして、建設機械や工事用車両につきましては、最新の排出ガス規制適合車を使いまして、適切な車両の運行管理を行った。また、工事現場内で散水等を行いながら粉塵の発生に努めたという内容でございまして。

9ページ以降、実施状況の写真がございまして、9ページの写真 が排出ガス第2次基準値に適合したというシールになってございまして。また、写真 、ちょっと見にくいのですが、速度制限で10kmというような形で工場内の交通面の規制を行ってございまして。

10ページ、写真 も排出ガス適合のシールになってございまして。このような形で大気汚染につきましては、環境保全のための措置を実施してございまして。

続きまして、騒音・振動についてですが、こちらについては報告書の15ページに実施状況がございまして。

騒音につきましては、低騒音型の機械を使用する。また、工事用車両の走行ルートの限定、安全走行等により、交通騒音の低減に努めたということでございまして。

振動につきましても、工事用車両の走行ルートの限定、安全走行等によりまして、振動の低減に努めたという形になってございまして。

実施状況につきましても、こちら16ページ以降に写真がございまして。

16ページの写真 、これは先ほどの写真と同じですが、工事用車両の制限速度10km、 のところも同じく10km以下という形で交通規制を行ってございまして。

また、17ページ、写真 が低騒音型の機械を使っているというシールになってございまして。写真 、工場内では騒音・振動をできるだけなくそうということで工事関係者に周知をしているという形になってございまして。

この事例につきましても、苦情の有無ですが、直接の大気、騒音の苦情ではないのですが、近隣の道路にバイクとか自転車を駐車しているの、ちゃんとしなさいという苦情が1件ございました。ただ、これにつきましては、この工事関係者が実際にバイク・自転車をとめていたかどうかちょっと分からないのですが、朝礼のときにこういうことをしないようにという形で徹底してございまして。また、タワークレーンのブームが夜中、明るいということで苦情がありまして、北側に倒すことによりまして、苦情者の理解を得てございまして。

晴海マンションの事後調査報告については以上です。

続きまして、14ページをご覧ください。「豊洲新市場建設事業」の事後調査報告書になります。

こちらは、答申が平成22年11月18日、報告書の受理が25年7月16日になってございます。こちらについては、工事期間が23年度から26年度、使用開始が26年度となっております。今回は、工事の施行中その2の報告になってございます。

調査項目ですが、大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、廃棄物の8項目になってございます。

まず、大気汚染についてですけれども、ベンゼン、こちらは調査地内の平均値が0.0011～0.0018mg/m<sup>3</sup>、シアン化水素につきましては調査地内の最大値が0.002mg/m<sup>3</sup>未満、また水銀につきましてはその平均値が0.0011～0.0017μgHg/m<sup>3</sup>ということで、自主管理基準を下回ってございました。

ベンゾ(a)ピレンについてですけれども、敷地内の平均が0.15～0.35ng/m<sup>3</sup>ということで、こちらにつきましては夏場の調査におきまして自主管理基準の中濃度、その他の調査期間では低濃度となっております。

事業報告書の22ページをご覧ください。

4) ベンゾ(a)ピレンについてですけれども、夏の調査におきまして0.35ng出ているのですが、自主管理基準が0.29ngということで、夏場において超えております。これですが、近隣のバックグラウンド濃度を比較したところ、低かったので、工事による影響ではないと考えられてございます。

続きまして、5) トルエンについてですけれども、こちらにつきましては、春季調査におきまして1カ所で0.084ppmと自主管理0.02ppmを上回ってございました。今回の当該の場所ですけれども、実際、作業をしておりました場所が風上にありまして、今回の工事による影響ではないと考えてございます。

では、本日の資料の14ページにお戻りください。

工船用船舶の運航に伴う二酸化硫黄についてですけれども、こちらについて夏季調査において期間平均値が予測値、0.005ppmを超過してございますが、環境基準、これは参考比較になりますけれども、0.04ppmを下回ってございました。

続きまして、悪臭についてですが、全ての調査回、これは四季で行っておりますが、その6地点におきまして、臭気指数10未満ということで、規制基準値を下回ってございました。

続きまして、3番、騒音・振動についてですが、こちらについて事後調査報告書の42ページ

をご覧ください。

今回の騒音・振動の調査地点になりますが、10と11になってございます。10ですが、これが評価書のときの建設機械の稼働に伴う騒音・振動の最高地点の予測地点になってございます。11が仮設プラントの稼働に伴う騒音・振動の予測地点ということで、この2点を今回調査してございます。

事後調査報告書の48ページをご覧ください。

10におけます騒音の最大値が78dBと予測結果、73dBを5dB上回ってございます。この理由ですが、10の地点ですが、北側に補助第315号がありまして、この道路を走行する自動車の音、騒音の影響を受けたものと考えてございます。

11についての騒音ですが、こちらにつきましては予測値を5～11dBと上回ってございます。こちらについて、50ページの図をちょっとご覧いただきたいと思います。こちらが11の騒音のチャートになってございますが、下の図をご覧ください。下の図は、3月9日の0:00から0:10ということで、夜中の騒音になってございます。この時間帯は当然建設機械は稼働しておりませんで、騒音につきましては仮設プラントと補助第315号線の道路の騒音が見られます。こちらの図の中で低いレベルの部分、大体0:05のちょっと前ぐらい、この低いレベルのところが多分、自動車の騒音の影響が低い仮設プラント由来の騒音と考えられます。大体これが47dBぐらいになってございます。上の図につきましてはですが、これが13:05過ぎのところには大きなピークがありますけれども、これが6街区の建設機械の稼働のピークになってございます。

11につきましては仮設プラントによる騒音を予測しておりますけれども、このように6街区の機械騒音と道路の自動車の騒音の影響を受けまして、予測結果を上回っていると考えてございます。

では、本日の資料の15ページにお戻りください。

4番、水質汚濁についてですけれども、今回、仮設地下水処理プラントから出てきます処理済みの排水を調査したところ、全て下水の排除基準を下回っておりました。また、汚染地下水の浄化完了後のものについて調査したところ、全て環境基準を下回ってございました。

5番、土壌汚染についてですが、盛土の安全調査の結果で、計114地点で指定基準の超過が確認されてございます。超過物質としましては、ヒ素、鉛、六価クロム、こういうものが出てきております。汚染が確認された土壌につきましては、土壌汚染対策法に基づき適切に処理をしていく。仮設プラントで処理をしていくという形になってございます。

仮設プラントは、仮設土壌処理プラントで処理済みの土壌についてですが、こちらについ

ては調査項目は全て指定基準を下回ってございました。

また、噴砂に伴います土壌の安全確認の結果ですが、27区画で調査を行いまして、6区画で指定基準を超過してございます。これにつきましても先ほどの土壌と同じような形で、法律に基づき適切に処理していくという形になってございます。

6番、地盤、水循環についてですが、特に水位の変化等は見られておりませんし、路面等の変化も特にございません。

7番、廃棄物についてですが、報告書の75ページをご覧ください。こちらに建設廃棄物の排出量の一覧表がございます。

まず、地中障害物の撤去ということで、地中から出てきたコンクリート、木材、鉄管につきましては再利用、再資源化100%ということで処理してございます。

土壌汚染対策工事についてですが、まず、遮水壁の設置に伴います建築汚泥が約4,385<sup>m</sup><sup>3</sup>、洗浄処理、地下水処理及び液状化対策に伴います建築汚泥が約44,320<sup>m</sup><sup>3</sup>出てきております。これらにつきましては汚染土壌処理施設かつ産業廃棄物処理の資格を持った施設に搬出して処理してございます。また、廃活性炭等につきましては100%再利用・再資源化してございます。

こちらに関しまして、苦情等は特にございません。

豊洲については以上です。

続きまして、16ページをご覧ください。

「豊洲・晴海地区の水際線埋立事業」の変更届になってございます。

答申日ですが、平成6年8月3日、報告書の受理ですが、25年6月28日でございます。

位置ですが、豊洲地区と晴海地区にまたがった部分になってございます。

変更の内容ですが、工事期間の変更ということで、当初、平成25年6月までの工事を平成25年10月まで工事を延長するというのが変更の内容になってございます。

変更の理由ですが、今回、雨水管布設、下水道管の布設に当たりましてボーリング調査を行ったところ、地盤が想定よりも軟弱であるということが分かりました。そのために土地改良体を長くするとともに建設機械を小型化するということが対応することにしてございます。そのために改良体1本に要する時間が増える。また、機械を小型化することによって能力が落ちますので、工事期間を延長するというのが変更の理由になってございます。

今回の予測項目ですが、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、水生生物の5項目になってございますが、今回、工事期間を延長しますが、工事の内容、建設機械の種類、またピーク時の

稼働台数には特に変更はございませんので、予測条件及び工事の施行内容に変更はないという事で、予測・評価の見直しは行ってございません。

続きまして、17ページ、「西武鉄道新宿線（中井駅～野方駅間）連続立体交差事業」の変更届になります。

こちらですが、答申が平成23年4月19日、報告書の受理が25年7月1日になってございます。

事業の種類は鉄道の改良ということで、こちらについて報告書の6ページをご覧ください。6ページに地図があります。

中井駅と野方駅間の部分が工事区間となっております。今回の工事の主な内容についてですが、新井薬師駅と沼袋駅を地下化するというのが今回の工事のメインになってございます。これによりまして、踏切が7カ所解消されるという事業でございます。工事予定期間ですが、約8年を予定してございます。

今回の変更の内容ですけれども、駅の部分において実施する予定であったトンネルですが、当初は円形トンネルと箱型トンネルと併設するというのを予定していたのですが、箱型トンネルに変更するというのが今回の変更内容になります。

報告書の3ページをご覧ください。こちらに図がありますので、こちらを見ると分かりやすいと思います。

下の部分が当初予定の図になります。当初は円形部分、シールドを残しながら躯体をつくっていくという予定でしたが、これをシールドを外して、箱型トンネルだけにするというのが今回の変更内容になってございます。

今回の変更の理由ですけれども、こちらは駅の部分の地質の調査を行ったところ、シールド併用式だと新たに大規模な地盤改良が必要なことが判明いたしました。そのために、費用等の関係から箱型トンネルに構造変更を行うことになってございます。駅部における地下工事についてですが、箱型トンネルを採用しますが、工法自体は開削をしながらやっていきますので、変更前と工法等は変わってございません。

また、報告書の10ページをご覧ください。こちらが新しい工法、11ページがもとの工事内容になるのですけれども、2番の土留工のところで、土留杭を打っておりますが、10ページ、11ページを見比べていただきたいのですが、この部分には変更はございません。したがって、工事、事業地の大きさ等については特に変わってございません。

環境影響評価の再評価の結果ですけれども、環境影響評価項目の対象としまして5項目（騒音・振動、地盤、水循環、史跡・文化財、廃棄物）を評価しておりますが、廃棄物だけちょ



っと量が変わるということで予測の見直しをさせていただきます。今回の事業によりまして、建設発生土が約3,000m<sup>3</sup>増加いたします。また、廃棄物としましてシールド、当初使う予定だったものを撤去いたしますので、シールド、これは鉄骨になりますが、これが4,000t増加するという形になってございます。これらについてはまた有効に再利用するというので、特に変更後の評価の結論は変わってございません。

西武鉄道については以上です。

最後になりますが、18ページ、東京都環境影響評価条例第90条に基づく報告ということで、事業名ですが、「都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）事業」、これは法アセスになってございます。

答申ですが、平成18年11月14日、報告書の受理が25年7月16日になってございます。

事業区間ですが、世田谷区から練馬区大泉にかけて、道路延長が約16kmとなっております。工事予定期間ですが、平成23年度から32年度ということで、使用開始が32年度を予定してございます。

変更の内容、理由ですけれども、まず理由が、トンネル内における火災時等の避難安全性を確保するため、本線シールドトンネル間をつなぐ連絡坑を設置するという内容でございます。

変更の内容ですが、本線シールドトンネル間をつなぐ横坑を33カ所設置するというのが今回の変更の内容になってございます。

これについて、当初からこれをつくる予定はなかったのですかということをお聞きしたのですが、当初予定はしていたのですが、どこにつくるかが明確でなかったために評価書には入っていなかったと聞いてございます。

今回の変更に伴います影響評価ですが、水循環と廃棄物に影響が出てきます。

水循環についてですが、まず、評価書のところで水循環をどのように評価していたかといいますと、まず、浅層地下水については、インターチェンジ、ジャンクション、要は地上施設がある部分については影響がありということで、環境保全のための措置を実施することとさせていただきます。ただ、浅層地下水につきましては、今回の工事になりますシールド工事は相当深いところで行われているので影響がないというのが評価書の評価になってございます。深層地下水についてですけれども、評価書の中では、ジャンクション等での水位の変化が大体10cmから1.3mということで、大きな影響はないというのが評価書の評価になってございます。

今回の評価の見直しについてですが、水循環についてですけれども、道路構造の変更によりまして地下構造物等の形状が変更となるため、水循環の予測を行いました。横坑の存在によりまして特に変化はないという評価になってございます。

今回の横坑をつくることによりましてジャンクション等での水位変化が約10cmから1.4mということで、評価書のとほぼ結果が変わっておりませんので、影響はないとなっております。

廃棄物等ですが、今回、新たな工事をするによりまして、当然、建築発生土が新たに出てきます。ただ、今回、工事の本体で973万 $\text{m}^3$ の発生土が出るのですが、今回の横坑の工事をするによりまして増加する分が0.6万 $\text{m}^3$ ということで、増加量はわずかになってございます。ですが、この発生土につきましては、関係法令を遵守しながら東京都の許可を受けている業者に委託して、適切に処理をするということで、こちらについても評価の結論は変わってございません。

報告事項については以上です。

小島審議会会長 ありがとうございます。

以上、まとめて報告事項の説明をいただきました。

これにつきまして、どこからでも結構ですが、御質疑がございましたらどうぞ。

どうぞ。

藤倉委員 確認だけですが、きょうの資料の12ページの是政橋の事後調査は、受理は平成24年と資料にあります。これは25年ということによろしいですか。

佐藤アセスメント担当課長 申しわけございません。25年の間違いです。

小島審議会会長 御指摘ありがとうございます。

ほかにもございますでしょうか。

どうぞ。

中杉委員 15ページのところですけれども、豊洲の事後調査報告ですが、5、土壌汚染の記載のところで、六価クロムとフッ素は両方とも溶出のほうですので、ここで溶出をつけていただいたほうがよろしいかなと思います。

噴砂のところもできれば指定基準の何を超過したかという同じような評価がいいのかなと思います。

確認ですけれども、噴砂で汚染が確認された。中身を見ますとヒ素とシアンのようにすけれども、ヒ素は自然由来である可能性があるのですが、シアンは明らかに工場の事業由来の

ということが考えられるのですけれども、そういう汚染が確認されたところの、これは噴砂を調べたのですか。下のほうはどう整理をされているのか。従来、一番最初の調査で汚染があるというところを改めて調査をして、掘削して、除去をするなどの適切な対策をやると思うのですけれども、最初の調査のときにここはもう汚染がないという判断をされたところであると、それはどうなるのかなというのがちょっと気になりました。これは事業者のほうに確認をいただければと思います。

佐藤アセスメント担当課長 分かりました。噴砂の部分につきまして、取り扱いについては事業者のほうに確認させていただきます。

あと、先生の御指摘のあった表記の部分については追加させていただきます。

小島審議会会長 では、そのようによろしくお願いします。

ほかにございますか。

どうぞ。

町田委員 13ページの晴海二丁目マンションに関係するところなのですが、騒音・振動、ここでは数値的なデータが一切記載がないのですが、確認ですが、数値的なデータ、測定等は行ったのでしょうか。

佐藤アセスメント担当課長 今回、環境保全のための措置ということで、数値データ等は特にございません。

小島審議会会長 どうぞ。

片谷第一部会長 今の町田委員の御質問の件にかかわって、私、以前にも同じようなことをお尋ねしたことがあるのですけれども、事後調査基準には環境保全のための措置の実施状況と予測した事項に関する状況は、調査するように書かれていると私は理解しているのですが、どういう場合にこの措置の実施状況だけの事後調査という形が許容されるのかというのは明確に何か決められているのでしょうか。

佐藤アセスメント担当課長 この考え方ですけれども、その1のときにはピーク等を図って数値データがある。その後、その3まで時間がありますので、間のその2のところでは特に数値データを求めずに措置だけを求めている。次の3のときにはまた数値を求める。間で1回、措置だけを確認しているというものになってございます。

片谷第一部会長 それであれば、その判断は妥当だと思いますけれども、報告を出していただくときに、きょうの資料に書かれている要約ですけれども、その中で、今回は、要するに1回目と3回目はそういう予測値に対応する実測も行うけれども、今回は保全のための措置

の実施状況だけの事後調査報告になっているという趣旨を記載していただくとそこが理解しやすくなるのですが、このままですと全部、過去とこれからの計画を認識していなければその辺の状況が理解できないので、資料作成時に事務局でその辺を配慮していただけるとありがたいと思います。

佐藤アセスメント担当課長 分かりました。今後こういう状況につきましては、なぜ環境保全のための措置だけなのかという理由を明確に書くようにいたします。

小島審議会会長 ありがとうございます。

どうぞ。

平手委員 西武新宿線の連続立体交差ですが、17ページの変更届のほうには変更理由として、なお書きの後ですけれども、「変更前と同様に開削工法により施工する」と書いてあります。こちらの書類のほうには、3ページの3.3、変更の理由のところ当初はシールド併設式を想定したけれども、経済性に優れる開削トンネル式に構造変更を行うものということが書いてあって、この辺のまず、開削工法と開削トンネル式というのは同じことを言っているのかが、その辺も定かではないですし、言葉の表現というか対応関係がうまくとれていないような気がするのですけれども、その辺をちょっと確認いただけますでしょうか。

佐藤アセスメント担当課長 箱型トンネルと開削トンネルは一応、同じ位置づけで使っています。

平手委員 そうすると、17ページの書類のほうも変は変ですね。開削と箱型トンネルが同じものであるとすれば。箱型トンネルを採用するが、変更前と同様に開削工法と、そこが箱型トンネルと同じ工法であれば、この文言は変ですね。だから、工法の名前とトンネルの名前とが微妙にずれているという形があるので、もう少しそこは正確に表現をしていただければと思うのですが。

佐藤アセスメント担当課長 分かりました。確かに先生の御指摘のとおりに分かりにくくなっていますので、3ページの表現を参考に直させていただきます。

羽染委員 今の西武新宿線のところで私もふと分からなくなってしまったのですが、報告書の6ページにA4の長い図があるのですけれども、これを見ると、シールドをやめて、全部、駅のところは開削工事をしますとなっているのです。その次の7ページを見ると、この図の見方もよく分からないのですが、同じ部分のところは箱型と円形トンネル、上と下を分けますとなっていて、施工方法は開削とシールドになりますとなっているのですけれども、このところでもしこれは、7ページは変更前、6ページは変更後だとすると、例えばシールドをし

ないで開削だけするのであれば、建設汚泥等は減るような気がするのですが、建設汚泥の量の発生は変わりませんと書いてあるので、その辺がちょっと分からなくなってしまったのですが、確認いただけますでしょうか。

佐藤アセスメント担当課長 今回の工事ですけれども、6ページのところ、箱型トンネルだけでシールドの表現がないのですが、一旦シールドを通します。ですので、前と同じような形でシールドはする。もとの計画は、そのシールドを鉄道の通るトンネルとして使う予定だったのを、そのシールドを撤去してしまう、取り外して新たにコンクリートでトンネルをつくるというのが今回の変更内容になってございます。ですので、シールド工自体は行いますし、もともとの工事もシールドをやって、上の部分は開削する。今回も上の部分を開削はする。シールドも通しますので、工事の内容自体には大幅な変更はない。ただ、シールドを使わないというのが今回の変更点になってございます。

小島審議会会長 これは、変更についての今の資料の分かりにくさという話みたいですが、これは、これに少し書き足すということができるとは、もうこれは変更理由として出てきたから、きょうの資料のほうの中で何か書く。分かりやすく書けるのか。

佐藤アセスメント担当課長 今、私が説明したような、シールドをもともと使うつもりだったものを使わなくしましたという表現があると分かりやすいのかなということであれば、変更の内容のところを分かりやすく書きかえます。

小島審議会会長 そうですね。ということで、きょうの資料を委員の方にも分かりやすいような形に少し変更するというところでよろしいでしょうか。

佐藤アセスメント担当課長 円形トンネルがシールドのことなのですから、その辺がちょっと分かりにくかったと思います。

片谷第一部長 私の理解をお話させていただくのですが、シールドというのはトンネルの穴の掘り方です。シールドは全区間掘るのです。シールドは地下に機械を埋めたら1回上に持ち上げるなどということは絶対しませんから、そのまま駅の部分も丸いトンネルを1回掘るわけです。その上で駅の部分はさらに上から開削で掘って、丸い部分も全部四角くして、箱型トンネルにしてしまうという意味だということですので、シールドを使わないというのは正しい表現ではなくて、駅の部分も1回シールドで丸い穴を通した上で、後で開削工法で掘り直して、四角くするという意味だというのが私の理解で、多分それでいいのだと思いますので。

佐藤アセスメント担当課長 そのとおりです。シールドを外すとか、そういうのではあり

ません。済みません、私の表現がよくありませんでした。

図を見ていただくと分かるのかなと思うのですが、報告書の10ページと11ページを見比べていただきたいのですが、11ページがもともとの工法になりますが、こちらの5番、6番のところを見ていただきたいのですが、丸い部分がシールド工法でつくった穴、その両方を鉄骨で固めている、シールドしている部分になりますが、この円形部分をもともと利用しようと思ったのが変更前の方法。10ページをご覧ください。これが新しい工法ですが、シールドで丸い穴、4番目のところまであけておりますが、この丸い部分を取り除きまして、5番のところを見ていただきたいのですが、箱型のトンネルにするというのが変更点になってございます。今、片谷委員がおっしゃったとおりの形になってございます。

小島審議会会長 中を見れば分かるのでしょうかけれども、そのときの排出した土については、多分、中に書いてあるのでしょうかけれども、土量はそれほど差がないという認識でいいわけですね。

佐藤アセスメント担当課長 土量については16ページをご覧ください。

新井薬師駅の工事では約3,000m<sup>3</sup>ほど増えております。沼袋駅のほうですけれども、こちらが変更前後が12ページ、13ページになっているのですが、当初の方法と後の方法で、開削して掘ったり埋めたりする部分の差が余りないということで、沼袋駅のほうでは土量は増えてございません。

小島審議会会長 ありがとうございます。

そうすると、今の結論としては、先ほどのきょうの資料を少し分かりやすくするというところでよさそうだと皆さん理解していただけたでしょうかという話ですね。

よろしゅうございますか。

では、そのようにお願いします。

ほかにございませんか。

どうぞ。

谷川委員 豊洲の調査報告書のほうですけれども、22と23ですが、このところで実際に平均値で結果を予測したり、あるいは風上、風下で見たりというような結果の報告になっているのですが、やはりこの場合は調査の影響ということですから、風下、風上のデータをしっかり入れて、現場での影響があるかないかということをしっかり書くような表現にいただいたほうがいいのではないかと思います。平均値でやりますと、いわゆる風上と風下、影響のあるもの両方を平均してしまいますから、影響が分からなくなりますので、そ

の辺を配慮した評価、調査報告書にさせていただきたいと思います。

佐藤アセスメント担当課長 次回の報告書からはそのような形でつくるように事業者のほうに指導していきます。

小島審議会会長 ありがとうございました。

どうぞ。

中杉委員 ただ、評価の基準は年平均で大体基準値が決まっていますから、評価するのは年平均値で出さないとおかしいのです。風上、風下があってもそれは当然のことなので、両方を含めて、バックグラウンドがいろいろありますから、これは淡々と年平均値で出して、それが超えるか超えないかで評価をせざるを得ないのだらうと思います。

佐藤アセスメント担当 両方ちゃんと記載するようにいたします。

小島審議会会長 ほかにございますか。

どうぞ。

谷川委員 もう一つ、ちょっと細かなことで恐縮ですが、晴海二丁目マンションの資料の10ページのところに写真 というのがありますが、この写真に写っているものが何なのか。こちらの写真の解説では、土砂運搬車両のカバーシート設置状況ということになっていて、土砂と誤解をされるおそれがあると思うのですが、このものが土砂では明らかにならないと思われまので、この辺のところ。土砂なのですか。白く布が、はっきりしないので。

佐藤アセスメント担当 白いものがシートになっておりまして、その下に土砂があると認識していたのですが。

谷川委員 これはシートとは思えませんので、発泡剤か何かなのでしょうか。何しろこの部分が分からなかったものですから質問させていただきました。

佐藤アセスメント担当 済みません、私は、白いのがシートで、カバーしていると思っていたのですが、この写真については確認させていただきます。

小島審議会会長 よろしく申し上げます。

ほかにございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、ほかには発言がないようでございますので、受理関係についてこれで終わりたいと思います。

全般を通じて何か御意見、御質問等ございましたらどうぞ。

どうぞ。

木村委員 個別の問題ではないのですけれども、きょうの資料で言うと、立川立飛商業施設計画とか浜松町の周辺開発計画で、この評価書を見ると、やはり敷地の緑地化にかなり努めたという記載があるのですが、それに対して、緑地の効果はいろいろあるわけで、例えば生態系だとか景観だとかということは多分、この審議会で評価、それを議論する対象になると思うのですけれども、緑地の効果のもう一つはヒートアイランドだと思うのです。それについては、多分、今の審査会ではどこで議論するのか、あるいは議論しないのか。その辺についてよく分からないのですが、東京都としては、やはりヒートアイランド対策を促進するエリアとか、そういう施策はあるわけですね。それとこの審査会との整合性あるいは将来の計画とか、そういうことについて御意見をいただければと思います。

上田アセスメント担当課長 今、先生がおっしゃったとおり、緑化については都条例なり、各市町村に移譲されているところは区市町村で緑化という、例えば敷地面積から建物面積を引いて、残った面積の20%以上とかいろいろな基準があるのでありますが、私どもとしては、緑を減らさないという1つのスタンスで敷地の緑化なり、屋上緑化なりというところをやっているのです。特に緑化について、審議項目とするならばどこで審議するのかと言えば人と自然との触れ合い活動の場でもなければ、生物生態系でもないということもあって、緑化の条例に書かれているので、その事業を支える基礎事項みたいな形で言っているところがあります。

では、ヒートアイランドに対する効果もあるのだけれども、そこはどこでという話になると、現実に今、例えば騒音・振動だとか大気汚染だとかという、アセスの条例とか規則で定められた17項目の中には入りづらいところがあって、温室効果ガスの中でも明確にヒートアイランドの防止とか、例えばそれを数値的に出して、予測評価してどうなるのだというところまで言っていないということもあるのです。

ただ、事業については、事業の周辺事項みたいな形で、全般で各項目を述べますので、地域状況とかと。そういう中で、例えば今回はこういうところに配慮していただくかというようなことを述べれば述べさすというようなところしか今のところないものですから、今、木村委員からそういう御指摘があったので、事務局としても今後、事業者と話し合う中で、書けるものはどこかの項目のところで書かせていくという形をとりたいと思っております。

木村委員 どうもありがとうございました。

重ねてお尋ねしますと、例えば去年だと思うのですけれども、環境省の環境基本計画に温暖化に対する適応策というものが盛り込まれたと思います。その中でいろいろな適応策があ



と思うのですけれども、大都市と考えるとマスコミでもいろいろ報道されているように、やはりヒートアイランドの問題との関係というのはどうしても出てくると思うので、その辺についても何か東京都さんとしての適応策に対する取り組みのことも含めて何か計画があるのか、あるいはないのか。

上田アセスメント担当課長 今、委員御指摘の件については、今、手元に資料もなくて、確認した上で、お答えできる場があれば、そこでお答えさせていただきたいと思います。

小島審議会会長 それでは、そのように対応をよろしくお願いします。

ほかにございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、これもちまして、本日の審議会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

傍聴人の方はここで退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午前11時35分閉会)